

## 合併処理浄化槽への転換費用を補助しています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

住宅に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付します。合併処理浄化槽に転換することで、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

【対象区域】 下水道区域(渡瀬・元原・熊野堂の一部)以外の地域

【補助基数】 10基(先着順)

【補助金額】	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	332,000 円	414,000 円	548,000 円
配管費	64,000 円		
撤去・処分費	60,000 円		

### 【注意点】

- 補助対象は、販売や賃貸目的ではない専用住宅または店舗併用住宅(居住部分が2分の1以上)で10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合です。
- 補助対象となる浄化槽は、**高度処理型でかつ環境配慮型**の性能要件を満たす浄化槽に限ります。
- 新築、増改築(建築確認申請を必要とする)に伴い設置した場合は、補助の対象外です。
- 工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
- 工事がすでに着工または完了しているものは対象外です。
- 10基に満たない場合でも、予算に達し次第受付は終了します。

## 住宅等防犯対策補助金をはじめました

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

空き巣や侵入盗などの犯罪を防ぐため、自宅で行う防犯対策費用の一部を補助します。

【補助金額】 対象経費の1/2、上限20,000円(1,000円未満切捨て) ※予算に達し次第受付終了

同一住宅につき1回限り(2世帯住宅等は世帯ごとに1回)

【対象機器の例】 防犯カメラ、防犯フィルム、人感センサーライト、センサーアラーム、モニター付きインターホン、詐欺被害防止電話機器 など

【防犯カメラ設置の注意点】 防犯カメラ設置済みであることがわかるようシールなどで周知してください。

- 設置場所は住宅の敷地内であること。
- 撮影範囲は原則敷地内とし、近隣住民のプライバシーに配慮すること。
- やむを得ず敷地外が映る場合は、事前に関係者へ説明し同意を得ること。

詳しくは「神川町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご確認ください。

### 【申請に必要なもの】

- 申請書兼請求書
- 購入物または設置工事の内容が記載された書類(領収書等)  
※ネット購入など領収書がない場合は自身で購入した申立書を併せて提出してください。
- 実施の写真
- 当該住宅の図面(2世帯住宅等)
- 同意書(申請者と所有者が異なる場合)
- 補助金振込先がわかるもの



町ホームページ

## 合併処理浄化槽維持管理補助制度をご利用ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法において、合併浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

町では合併処理浄化槽を適正に管理している皆様の負担を軽減するため、維持管理費の一部を補助しています。10人槽以下の家庭用合併処理浄化槽が対象です。

なお、トイレの排水のみを処理するものは「単独浄化槽」であり、補助制度の対象外です。

維持管理とは、合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査のことをいいます。

保守点検：浄化槽の点検、調整や修理

清掃：浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の清掃

法定検査：保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査

【対象地域】 下水道区域(渡瀬・元原・熊野堂の一部)以外の地域

【補助金額】 補助対象経費(保守点検・清掃・法定検査)の合計額の1/2(上限2万円)

【対象期間】 初めて補助金を受けた年度から継続して3年間(申請は毎年必要です)

※過去にこの補助金の交付を受けた合併浄化槽は対象外です。

【申請に必要な書類(申請日から1年以内の書類)】

①浄化槽法第11条による法定検査結果書の写しおよび領収書の写し

②清掃に要した費用に係る領収書の写し

③保守点検に係る記録簿(直近2回分)の写しおよびこれに要した1年分の費用の領収書の写し

※口座引き落としで支払っている場合は、通帳(対象経費が引き落とされている部分)の写しが必要です。

【その他】 上記書類の他に通帳(補助金の振込先)と認印をお持ちください。

## クビアカツヤカミキリ被害拡大防止事業

## 被害木伐採・薬剤防除をする方を対象とした補助金のご案内

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町内でもクビアカツヤカミキリの幼虫による食害が、桜を中心に確認されています。その被害拡大を防止するために、被害木の伐採や薬剤防除をする個人や団体に対して経費の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象となる事業】 業者(①は町内業者に限る)に請負わせて行う以下の事業

①被害木の伐採(伐採し逸出防止措置およびチップ化または焼却したもの)

②被害木の薬剤防除(指定薬剤を使用し防除した後、逸出防止措置を講じたもの)

【補助額】 対象事業に要した経費の1/2(100円未満は切り捨て、上限10万円)

【申請受付開始】 5月15日(金)から役場本庁舎防災環境課窓口で受け付けます。

【その他】

- 必ず施工前に申請してください。着手後の申請は補助対象外となります。
- 申請額が予算額(令和8年度は100万円)に達し次第、受付は終了します。
- 申請書等や詳細は町ホームページまたは防災環境課でご確認ください。



町ホームページ